

St. Märgen 営林署所管私有林について(II)

九州大学農学部 木 梨 謙 吉
宮崎大学農学部 飯 塚 寛

1. ま え が き

前報⁽¹⁾では、西ドイツの州営林署が州有林自体の管理と経営のほかに、自治体や個人の申請にもとづいて、公有林や私有林の助成および経営指導などにあたっており、州営林署とその経営指導を受けている私有林の経営内容について報告した。この報告では、Glottertal 森林組合の設立の経緯、内容、活動の現況およびそれに関与する州営林署の役割をのべその法規則的背景にふれる。

2. Glottertal 地域における林業的助成の展開

この地域は4つの集落から成り、1953年までは集落ごとに1人の山番が、主に山火事防止や盗伐の監視などに従事していたにすぎない。

St. Märgen 営林署とこの地域の農民達との関係は、1947年までは、むしろ険悪なものであった。すなわち営林署の主な活動は、森林法が遵守されているかどうかの監視に重点をおいた純管理主権的な分野に限定され、加えて、第2次大戦中、戦争資材の強制伐採割当などがおこなわれた。それでもこの地域の農民は、強制伐採の割当に応じなかった。そのため、州営林署との関係は極度に緊張していた。

第2次大戦後、フランス領に隣接するこの地域の私有林は、フランスの復興資材として木材の伐採と供出、いわゆる「フランスのための伐採」を課せられた。私有林の疲へいを救うため、州営林署はこの「フランスのための伐採」を管内州有林の伐採によって肩代りした。これを契機として、両者の関係は一挙に好転し、現在にいたっている。

1954年、州林野庁は、この地域の森林所有者達がかねてから要求していた、この地域のための担当区主任の定員を認めた。森林所有者達は、この担当区主任の指導のもとに、以下に示す事業に着手した。

- ・永久的な林道の建設
- ・牧草地への植栽
- ・細分化された往年の共用地上の薪炭林の林種転換
- ・細分化された森林の統一的な施業
- ・薪炭材利用の縮小

3. Glottertal 森林組合の設立

この地域に森林組合が結成されたのは最近の1974年であるが、その前、1964年に、12名の農家林および小規模森林所有者が、市場への木材供給量の取りまとめ、材種区分や販売機構の改善による売上高の増加を目的として、木材の共同販売組織を設立していた。この木材共同販売組織の設立は、地域からの木材の買手である製材所からも歓迎され、その支持を受けた。それは僅かの量の木材の買付けのために、森林所有者の販売決意をうながすため何度も足を運ぶことを余儀なくされていたからである。

この森林組合は、つぎの3つの内部組織をもっている。すなわち、1953年に結成された林道組合が発展的に解消した、林道建設とその維持および補修を担当する林道班、主に州有林や私有林における収穫作業に従事し、最も長い伝統をもつ労務班、および小型機械類の操作を担当する機械班がそれである。

一般に、西ドイツにおいては、森林組合の活動の基本的な考え方として、以下の3項が重要と考えられている。

- 1) 森林組合は、管理費をできるだけ必要としないように運営されるべきであること。
- 2) これは、森林所有者が自己の課題を、他者依存的でなく、自主的かつ分権的に遂行するとき、はじめて可能になること。
- 3) このことは、さらに、森林組合の業務が、その地域に関係する州営林署の担当区主任によって、彼の業務に属するものとして指導されるとき、実績が上ること。

つぎに、これら3項が、森林組合の現実の事業活動にどのように反映されているかを見ることにしたい。

4. Glottertal 森林組合の事業活動

この森林組合の現在の主な事業は、木材の共同販売および林道の建設と維持である。

木材の共同販売は、州営林署の担当区主任の指導のもとに、森林所有者自身が実行する選木作業から始まる。担当区主任は、この指導に際して、その木材の売買契約の相手方の選定、地利的関係、売手としての森林所有者の事情および森林所有者自身の調達可能な労働力などを十分に配慮する。販売に先だって、担当区主任は、森林所有者の立合いと協力のもとに検取調査

をおこなう。この調査結果は、電子計算機によって、材種、径級および長さなどによって整理され、材種区分表に作成される。

1口の販売に対して供給量が十分な場合には、森林組合の理事、業務指導者、理事会の1員であってその地域を代表する組合員および関係森林所有者の立合いのもとに買手との間で取引期間が合意される。普通は、森林組合の業務指導者を担当区主任が兼ねている場合が多い。取引の成立後、担当区主任は、森林所有者別に契約書と木材供給量を照合し、それぞれの銀行口座別に処理する。

このための手数料として、売上額から、1㎡あたり0.10DM（約10円）が控除される。

林道の建設は、工事着手の2～3年前に企画され、この期間中に、その共同的な工事に加入するかどうかは、その林道の企画路線と関係の生じる森林所有者が考えてきめる。林道建設の企画は、州営林署の長および担当区主任が作成する。担当区主任は、その路線と関係の生じる森林所有者と、路線の選定について、完全な理解と納得が得られるまで話し合いを重ねる。費用の分担の仕方についても、このときに話し合われる。

林道工事は、工作機械を借りして、路線に関係する森林所有者達自身によって施工される。その中から選出される代表者は、各森林所有者の提供すべき賦役量を算出し、その提供状態を管理する。工事の技術的な監督は、担当区主任がおこない、林道班もこれに協力する。州林野庁のこれらの活動は、すべて、私有林に対する指導としておこなわれ、その林道の計画が公的資金によって実施される限り、無償である。

林道建設費は、木材の共同販売による売上額から、1㎡あたり16～35、平均22DM（約2200円）が差し引かれる。林道網はすでに地域全体を覆い、1977年にはhaあたり31mに達しているが、究極的には48mまで延長することが計画されている。

林道の維持は、林道班が担当する。林道班もまた、独自の代表者と規則を用意している。森林所有者は、毎年更新される負担金を林道班の口座に払いこむ。組合総会では、毎年、その負担金の使用方法、すなわちどの路線に補修工事を施すかについて、決定がおこなわれる。林道班の代表者は、必要な賦役日数を算定し、森林所有者の出役状況の把握および彼らに支障のある場合には賦役金の徴収をおこなう。

道路の維持状況は、この地域では模範的であって、

その費用は、平均して1haあたり3.60DM（約360円）である。1977年現在では、1mあたり約10円強ということになる。

5. 州林野庁による私有林助成の法規的背景

連邦森林法（1976年2月10日公布）の第61条は、林業関係各官庁は、林地の規模および位置関係から必要と認められる限り、森林組合の設立および課題の遂行を援助しなければならないこと、森林組合の申請にもとづいて、州営林署は森林組合の業務を指導することができること、公的な助成措置などについては、森林組合が優先的に配慮されるべきことなどを規定している。

また、B-W州の食糧、農業および林業省の通達（1964年1月10日付）の助成および指導の内容を要約すれば、つぎのように整理することができよう。

(1) 州林野庁の職員による農家林および小規模私有林の助成は、無償である。助成の内容は、講演会や研修会などの開催、森林組合に対する援助、試験的活動に対する表彰などである。

(2) 森林所有者の申請にもとづく州林野庁の職員による指導は有償である。指導の内容は、50年生以上の林分における主・間伐のための選木、材種区分表の作成、森林經理簿冊、森林評価および経営診断書の作成、造林および伐採年次計画書の作成、林道設計、造林、保育および保護作業の監督などである。

ちなみに、営林署長の指導については、1時間あたり5DM（約500円）、担当区主任の場合には3.30DM（約330円）の指導料が徴収される。

St. Margen 営林署では、年間延べ1500時間が私有林の助成のために、150時間が指導のために割かれ、材種区分表作成の対象となった木材は、5500m³に達する。州林野庁全体では、1960年には延べ就労時間の41%が本来の州有林の管理経営にあてられていたのが、1972年には34%に減少し、それだけ公有林の助成と指導の重みが増加している。この傾向を反映して、州林野庁の歳出において公有林の助成と指導のために支出されたのは、1960年には25%であったのが、1972年には、35%に増加している。

引用文献

- (1) 木梨謙吉、飯塚 寛：日林九支研論，32，63—64，1979